

3 装飾古墳の保存・管理の在り方について

(8) 保存管理施設の設置および改修

ア はじめに

装飾古墳の場合、何らかの保存管理施設を設け、装飾を伴う遺構の保護を図りながら公開・活用を行ってきたところは少なくない。遺跡の保護は遺跡の保存と活用からなるのである。

遺跡の一部をなす遺構について見ると、「遺構の保存」は遺構の劣化および風化の進行を防止し、またはその速度を低下させることを目的として行うが、直接的に遺構に働きかける「保存処理」と、間接的に遺構を取り巻く環境を改善し、保存上の諸条件を整える「保存環境の改善」に大別することができる。今与えられている課題は「保存管理施設の設置および改修」なので、ここでは保存管理施設の設置・改修を主とした「保存環境の改善」について述べるものとする。

自然の営為あるいは人為による毀損から史跡の本質的価値を構成する諸要素を良好な状態で維持し守る上で重要な施設になるのが保存管理施設である。一方、多くの場合、保存管理施設は期間を限定しながらも、展示公開施設としての機能を多かれ少なかれ有している。保存は活用に優先されるべきものではあるが、保存と活用の適切なバランスが求められており、保存管理施設の設置・改修においても双方のニーズに応えられるものであることが求められている。

イ 保存管理施設の機能・構造・設備

機能

既存の保存管理施設をみると、古墳の装飾のある石室など史跡の本質的価値を構成する諸要素を取り巻く環境を物理的に内外に分け、外部環境にある毀損等の劣化要因が内部環境に影響を及ぼすことのないように排除または緩和するとともに、内部環境を安定的に保つ機能を有する。特徴ある遺構そのものを展観することにより、発掘調査の成果を見せたり、臨場感を味わってもらうなど遺跡に対する理解を促す活用手法の1つとして展示機能が付加される場合も少なくない。

保存管理施設の構造

保存管理施設の構造を分類すると、①石室開口部周辺等に立ち入りを制限するために設けた囲い柵、②屋根・柱等からなる覆屋、③密閉性は低いが開口部・入口等に扉等を設置している施設、④密閉性があり、温湿度管理機能もある

施設，⑤石室等の内部に設置した施設，などがある。

設備

保存管理施設の機能を充足させるためには上記の構造を踏まえた各種設備を設置する必要がある。ガラス扉などで隔離し観察を行うための観察室，計測機器やそのデータを管理する機器を設置する計測室，設備を機動させる機械類を格納する機械室，外部環境を直接内部環境に影響しないように緩和させる前室などがある。

機械設備としては，各種観測機器の他，温湿度等の調整・制御に係わる送風・換気設備，内部環境を調密に調整・制御する空調設備，照明設備，カビの発生を制御する紫外線照射設備などがある。

ウ 保存管理施設の設置および改修

設置

史跡における各種施設の設置および改修を含む整備事業は，全体計画の整備計画の中に位置づけられるべきものである。

保存管理計画については，文化財保護法上，明確な規定がある訳ではないが，保存管理，整備活用，運営および体制について定めておくべきものである。歴史的・自然的・社会的側面から各種調査を行い，史跡の本質的価値を明確化し，保存管理の基本方針，史跡等を構成する諸要素，保存管理の方法，現状変更等の許可に関する取扱基準，史跡等の公有化及び整備の基本方針を含む将来像，運営及び体制整備の在り方に関する方針について具体的に示す必要がある。

保存管理計画を踏まえ，整備基本構想では史跡等の計画地を含めた地域を対象に自然環境調査・歴史環境調査・社会環境調査等を行い，そこでの課題や問題点を把握した上で，整備のテーマや基本方針を定める。施設にどのような機能を持たせるかなどが検討されることになる。そして，基本計画，基本設計，実施設計へと進む中で設置する施設の機能や規模，意匠等を具体化していく。整備後にはその維持管理が行われ，改善点などが把握されれば改修計画に結びつけられていくことになる。

保存管理施設は遺構の露出という展示の手法を伴っている。遺構の露出については本物の遺構の展示効果が大いなもの，生物被害や塩の析出など様々な劣化事例が報告されており，保存管理施設の設置にあたっては，壁画等を有する遺構を公開しながら保存するリスクを認識しておく必要がある。遺構は本物の露出でないといけないのか，高精細な写真や三次元測定のデータを用いた展示，レプリカの設置などの手法では代替できないか等，十分な検討を行っておく必要がある。

改修

既存の保存管理施設については戦前や昭和 40 年代までに建設されたものも多く、老朽化が課題となっている。施工後数十年を経た保存管理施設は、施設と遺構とのすりつけ部からの漏水、屋根材の劣化や欠損による雨漏れ、コンクリートの中酸化・鉄筋の錆による外壁の爆裂、空調設備の機能不全等が生じ、保存管理施設としての性能の劣化が見られる場合があり、機能の改善のための改修が必要になる。また、外部環境の変化や求められる活用への対応などにより、想定していなかった機能が新たに求められる場合も考えられる。

設置および改修における留意点

装飾や遺構等を保存あるいは展示するために保存管理施設を設置・改修する場合には、現在の保存環境と劣化状態を十分に調査・分析し、問題点を明らかにし、何を目標に建設するかを明らかにした上で整備事業を行うことが重要である。具体的には、保存管理施設の建物の規模や機能、設備の性能、管理する温湿度の目標値などが整備の対象によって異なるため、設計方針もケースバイケースになる。しかしながら、留意すべき点については既に指摘がなされており、改めて次に列記する。

前節「(1) 文化財を取り巻く環境」において、文化財の劣化原因を、①温湿度、②光、③空気汚染、④生物、⑤振動・衝撃、⑥火災・地震・水害等、⑦盗難・破壊に分類し、その注意点などが述べられており、これらの項目については十分な検討が必要である。また、「(2) 墳丘・石室の構造安定性」においては、①墳丘部の変形や崩壊に関わる力学的な安定性、②雨水や地下水の浸透に関わる水理学的安定性、③外気温の変動に対する熱的安定性、について考慮する必要性が指摘されている。さらに、「(3) 石室等の保存環境の調整」においては、気密性や断熱性、熱容量などに注意するだけでなく、見学者や管理者の健康や安全性にも配慮し、照明設備・空調設備・換気設備といった設備による機能改善や工夫も上げられている。

保存管理施設の設置・改修だけでは、装飾や石室等の遺構の保存に十分な成果を上げられない場合も考えられる。墳丘の封土の欠失や封土内部に水道ができるなどの墳丘の劣化なら盛土や防水層の設置を行う必要があり、墳丘や保存管理施設への日射の影響を緩和するために植栽をすることも考えられる。失われた墳丘を盛土で復元し、保存管理施設をできるだけ埋設し、景観に配慮した事例もある。このように、古墳全体の整備の中で保存管理施設を捉える視点も必要である。

なお、施工時においては複数の内容の工事が行われることもあるが、装飾等に悪い影響を及ぼさないように施工順序も検討する必要がある。

エ 国庫補助金を用いた保存管理施設の設置および改修

現在、国指定史跡等の修理や活用のために利用できる記念物の補助事業は二つある。

一つは史跡等の保存復旧などを主な目的とした「史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業」であり、環境整備の中で“覆屋”と称する保存管理施設を設けることができる。もう一方の、史跡等の総合的な公開活用を図る「地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業」においては“史跡等の実物遺構等を見るために必要な保存展示施設”を設けることができる。これらは遺構の保存に主眼を置くか、その活用に主眼を置くかにより、事業の目的を異にするが、「はじめに」で述べたように、保存管理施設は保存と同時に公開の機能も有しているため、どちらの事業でもほぼ同等の施設を設置することができる。他の事業内容との組み合わせにより、目的にあった補助事業を利用されたい。

改修については、前者では「保存上必要な復旧工事」として、後者では「管理運営施設の改修」として捉え、補助の対象とすることが可能である。ただし、すでに保存管理施設を設置している場合、その改修時には既設のものを撤去する場合も考えられるが、撤去費用については現在のところ補助対象とはしていないので注意されたい。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づく財産処分の承認の取扱いについては、文化財保護法、適正化法、同法施行令（昭和30年制令第250号）並びに補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間（昭和60年文部省告示第28号）に定めるもののほか、文化財関係国庫補助事業に係る財産処分の承認基準に定めている。ここでいう財産処分とは、補助事業により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、廃棄し、又は取り壊すことをいう。

建物の構造等によって耐用年数が定められており、耐用年数に満たないで処分する場合は残存年数納付金額を国庫に納付することになる。ただし、文化財の適切な保存・活用に当たって著しく不適當である場合や、文化財の適切な保存・活用の充実のために必要な場合などはこの限りではない。

引用・参考文献

- 1)文化庁文化財部記念物課監修 平成17（2005）年『史跡等整備のてびき』同成社

